

# ○ 皇 學 館 大 学 学 則

## 第1章 総 則

（目 的）

**第1条** 皇學館大学（以下「本学」という。）は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

（自己点検及び評価）

**第2条** 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、学校法人皇學館自己点検・評価規程、学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程、学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会規程及び学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会規程に定める。

（学部及び学科等）

**第3条** 本学に、文学部、教育学部及び現代日本社会学部を置く。

2 文学部に、神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の4学科を置く。

3 教育学部に教育学科を置く。

4 現代日本社会学部に現代日本社会学科を置く。

（教育目的）

**第3条の2** 各学部各学科の目的は、次のとおりとする。

学 部	教育研究上の目的	
文 学 部	本学部は、日本文化を精確に究明し、これを継承・発展させるとともに広く世界に発信し、同時に、将来を展望する見識と生涯にわたって学び続ける姿勢を有し、現代社会の諸課題にも積極的に対処しようとする自立した人材を育成する。	
	学 科	教育研究上の目的
	神 道 学 科	日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道神学・宗教学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、神職をはじめ各界において指導的な役割を果たす人材を育成する。
	国 文 学 科	日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処し得る自立した人材を育成する。
	国 史 学 科	日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたつて、バランスのとれた中正なる歴史認識を確立することによって、日本人として多様な現代社会を冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科	現代の社会で必要とされるコミュニケーション能力を実践的に身につけ、あわせてその背景となる知識や理論また伝統文化の教育・研究によって、地域社会の多彩なコミュニケーションの場を担いうる、すぐれた人材を育成する。

教育学部	教育学科	日本の伝統と文化に根ざした豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成する。
現代日本社会学部	現代日本社会学科	現代日本における文化、社会、福祉などの教育を通じて徳性と知性と技能を磨き、それらの融合から引き出される応用力によって現代日本社会の諸問題に主体的・創造的に対応することで、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成することを教育目的とする。また、この教育目的達成のために、現代日本社会を多面的・総合的に考察することを研究目的とする。

（収容定員等）

**第4条** 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
文学部	神道学科	70人	280人
	国文学科	80人	320人
	国史学科	80人	320人
	コミュニケーション学科	80人	320人
教育学部	教育学科	210人	840人
現代日本社会学部	現代日本社会学科	100人	400人

（修業年限）

**第5条** 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

**第6条** 在学期間は、8年以内とする。

2 編入学及び転入学により入学した学生の在学年数は、前項の定めにかかわらず、所定の修業年限の2倍を超えることができない。

（委託生、研究生及び科目等履修生）

**第7条** 本学に、委託生、研究生及び科目等履修生の制度を置く。

（大学院）

**第8条** 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、皇學館大学大学院学則に定める。

（専攻科）

**第9条** 本学に、専攻科を置く。

2 専攻科については、皇學館大学専攻科規程に定める。

## 第2章 学年、学期、授業日数及び休業日

（学年）

**第10条** 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

**第11条** 学年は、春学期・秋学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

（1年間の授業期間）

**第12条** 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

**第13条** 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

神 嘗 祭 10月17日

創立記念日 4月30日

春季休業 3月27日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月26日から1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 授業科目及び単位数

（授業科目）

**第14条** 文学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する科目、神職に関する科目、図書館司書に関する科目、学校図書館司書教諭に関する科目及び博物館学芸員に関する科目に分ける。

2 教育学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する科目、図書館司書に関する科目、学校図書館司書教諭に関する科目及び博物館学芸員に関する科目に分ける。

3 現代日本社会学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する科目、図書館司書に関する科目及び博物館学芸員に関する科目に分ける。

4 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

（単位数計算）

**第15条** 各授業科目の単位数は、次の基準によって定める。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目の単位数については、別に定める。

（教育職員免許状）

**第16条** 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状の種類については、別に定める。

（神職課程）

**第17条** 文学部神道学科、国文学科及び国史学科の学生であって、神職の資格を得ようとする者は、神職に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（司書等の課程）

**第18条** 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館司書に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（博物館学芸員課程）

**第19条** 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館学芸員に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（保育士資格）

**第20条** 教育学部の学生であって、保育士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会福祉士の受験資格）

**第20条の2** 現代日本社会学部の学生であって、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（精神保健福祉士の受験資格）

**第20条の3** 現代日本社会学部の学生であって、精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会調査士資格）

**第20条の4** 現代日本社会学部の学生であって、社会調査士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（スポーツ指導者資格）

**第20条の5** 教育学部の学生であって、スポーツ指導者の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（健康運動指導士資格）

**第20条の6** 教育学部の学生であって、健康運動指導士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（認定心理士資格）

**第20条の7** 文学部コミュニケーション学科の学生であって、認定心理士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

#### 第4章 履修方法及び課程の修了

（卒業に必要な単位数）

**第21条** 文学部においては、共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目62単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び各学科の専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学科及び他学部の専門科目の履修により修得した単位は、32単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

2 教育学部においては、共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目80単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部の専門科目の履修により修得した単位は、14単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

3 現代日本社会学部においては、共通科目30単位以上及び所属学科の専門科目70単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部の専門科目の履修により修得した単位は、24単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

4 履修方法については、別に定める。

5 学術交流協定に基づき受け入れる外国人留学生における卒業に必要な単位数等については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

**第22条** 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目につい

て、修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

**第23条** 教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所属学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 大学以外の教育施設等で前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

**第24条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

**第25条** 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

（他の学部の授業科目の履修）

**第26条** 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

（履修届）

**第27条** 授業科目の履修については、学期始めに届け出て、承認を受けなければならない。

（出席時間数）

**第28条** 各授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目を履修したものと認めない。

## 第5章 試験、卒業及び学位

（試験）

**第29条** 春学期又は秋学期において履修した授業科目について、試験、論文及び研究報告等をもって、評価を行う。

2 正当な理由により本試験を受験できなかった者には、全学教授会の議を経て追試験を行うことがある。

（評価）

**第30条** 前条第1項の評価は、秀、優、良、可及び不可の5等とする。

2 履修した授業科目について、秀、優、良又は可の評価を得た者には、所定の単位を与える。

（卒業及び学位の授与）

**第31条** 本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

2 学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。

3 学位については、皇學館大学学位規程に定める。

## 第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学時期）

**第32条** 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他学部教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

**第33条** 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
  - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (7) その他本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （入学の出願）

**第34条** 入学を志願する者は、入学願書に別表に定める入学検定料及び別に指定する書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学検定）

**第35条** 入学検定は、学力、人物及び健康について行う。

- 2 前項の入学検定による合格者の決定は、全学教授会の議を経て学長が行う。
- 3 学長は、前項の合格者が第36条第1項の手続きをとらないときは、合格を取り消す。

（入学手続）

**第36条** 前条第2項の合格者は、保証人署名の所定の誓約書に、別表に定める入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に、全学教授会の議を経て入学を許可する。

（保証人）

**第37条** 提出すべき書類の保証人は、父母（父母なき者はこれに代わる者）とする。

- 2 保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

（再入学・復籍）

**第38条** 本学を退学した者が再入学の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い退学当時の同学科同年次（学年の最終日付での退学者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に再入学を許可することがある。

- 2 学費又は休学在籍料未納により除籍された者が、復籍の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い除籍当時の同学科同年次（学年の最終日付での除籍者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に復籍を許可することがある。
- 3 再入学・復籍に関する必要な事項は、別に定める。

（編入学）

**第39条** 編入学を希望する者には、全学教授会が各学部学科毎に定員に余裕があると認める範囲において、試験を行い編入学を許可する。

- 2 本学に2年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
  - (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
  - (3) 短期大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者
  - (4) 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者
  - (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 3 本学に3年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
  - (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
  - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定により、大学の第3年次に編入学できる者
  - (4) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
  - (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 4 編入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 5 編入学に関する必要な事項は、別に定める。  
（転入学）

**第40条** 転入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

- 2 本学に2年次で転入学をすることができる者は、大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者とする。
- 3 本学に3年次で転入学をすることができる者は、大学に2年以上在学して、62単位以上修得した者とする。
- 4 転入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 5 転入学に関する必要な事項は、別に定める。  
（学士入学）

**第40条の2** 学士入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

- 2 本学に2年次又は3年次で学士入学をすることができる者は、学士の学位を有する者とする。
- 3 学士入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 4 学士入学に関する必要な事項は、別に定める。  
（休学）

**第41条** 病気その他の事由により1月以上授業に出席できない者は、保証人署名のうえ、休学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、改めて許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。
- (2) 休学期間は、通算して2年以内とする。
- (3) 休学期間中の学費は、徴収しない。ただし、学期の途中において休学又は復学する者は、その学期の学費全額を納入するものとする。

(4) 休学期間中の学費の徴収を免除された学期については、別表に定める休学在籍料を納付しなければならない。

(5) 休学期間は、第5条及び第6条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

**第42条** 休学の事由が解消し、復学を希望する者は、保証人署名のうえ、復学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

**第43条** 他の大学に転学しようとする者は、事由を詳記して、保証人署名のうえ、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学部及び転科)

**第44条** 転学部及び転科は申し出により、選考のうえ、許可することがある。

2 転学部及び転科に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

**第45条** 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人署名のうえ、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

(1) 学力劣等にして、成業の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(除籍)

**第46条** 次の各号の一に該当する者は、全学教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第6条に定める在学期間を超えた者

(2) 第41条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(3) 休学期間が終わっても、復学又は休学更新の手続きをしない者

(4) 学費又は休学在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

## 第7章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料)

**第47条** 本学に、入学を志願する者は、別表に定める入学検定料を所定の期日までに納めなければならない。ただし、被災、併願受験等の理由により、入学検定料を免除又は減額することができる。

(入学金及び学費)

**第48条** 入学、編入学及び転入学を許可された者は、別表に定める入学金及び学費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 学生は、別表に定める学費の年額を、次の2期に分けてそれぞれの期日までに納付しなければならない。

春学期分（4月1日から9月30日まで）の納付期日は、4月30日まで

秋学期分（10月1日から3月31日まで）の納付期日は、10月31日まで

(免除又は徴収猶予)

**第49条** やむを得ない事由により、学費の支弁が困難と認められる学生に対しては、詮議のうえ、授業料を免除又は徴収を猶予することがある。

(入学検定料、入学金及び学費の返還)

**第50条** 既納の入学検定料、入学金及び学費は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者が入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、学費を返還することがある。



## 第8章 賞 罰

（学費の免除）

**第51条** 学業成績が特に優秀と認められる者には、全学教授会の議を経て学費を免除することがある。

（表 彰）

**第52条** 人物、学業が優秀な者又は他の学生の模範となる行為をした者には、全学教授会の議を経て学長が表彰する。

（懲 戒）

**第53条** 学生が規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした場合には、全学教授会の議を経て学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良にして、改悛の見込がないと認められる者

(2) 学則に反し、学内の秩序をみだして、学生の本分にもとると認められる者

4 第2項の規定による停学の期間は、第5条及び第6条に規定する修学年限及び在学期間に算入する。

5 懲戒に関する事項については、別に定める。

## 第9章 職員組織

（職 員）

**第54条** 本学に、教育職員、事務職員、業務職員及び技能職員を置く。

2 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

3 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

4 助手は、本学の教育研究の円滑な実施に必要な補助的業務に従事する。

5 事務職員は、事務を処理する。

6 業務職員は、図書館司書等の専門的業務を処理する。

7 技能職員は、学内施設の整備等を行う。

**第55条** 本学に、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び事務局長を置く。

2 本学に、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 学長は、校務を掌り所属職員を統轄する。

4 学部長は、学長を補佐し、学部に関する事項を掌る。

5 学生部長は、学長の指揮を受け、学生支援に関する事項を掌る。

6 附属図書館長は、学長の指揮を受け、附属図書館に関する事項を掌る。

7 教育開発センター長は、学長の指揮を受け、教育開発センターに関する事項を掌る。

8 研究開発推進センター長は、学長の指揮を受け、研究開発推進センターに関する事項を掌る。

9 事務局長は、学長の指揮を受け、事務局に関する事項を掌る。

## 第10章 教学運営会議

（教学運営会議）

**第56条** 本学に、教学運営会議を置く。

2 教学運営会議は、学長、各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、事務局長及び学長が指名するものをもって組織する。

3 教学運営会議は、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、検討する。

4 教学運営会議については、皇學館大学教学運営会議規程に定める。

## 第11章 教授会

（教授会）

**第57条** 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部に属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、全学教授会での審議事項を除く当該学部固有の事項の審議にあたる。
- 4 教授会については、各学部教授会規程に定める。

（全学教授会）

**第57条の2** 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 全学教授会は、各学部等の運営及び大学の教育に関する重要事項の審議にあたる。
- 4 全学教授会については、皇學館大学全学教授会規程に定める。

## 第12章 委託生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

（委託生）

**第58条** 公共団体その他の機関から、本学の学部又は研究開発推進センターの特定の研究分野について研究指導の委託の願い出があるときは、選考のうえ、委託生として研究することを許可することがある。

- 2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）

**第59条** 本学の学部又は研究開発推進センターにおいて、特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、選考のうえ、研究生として研究することを許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

**第60条** 本学の特定科目について履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修することを許可することがある。ただし、本学卒業生にあつては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

**第61条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第13章 附属図書館

（附属図書館）

**第62条** 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

**第63条** （削除）

## 第14章 教育開発センター

（教育開発センター）

**第63条の2** 本学に、教育開発センターを置く。

- 2 教育開発センターに関する必要な事項は、別に定める。

## 第15章 研究開発推進センター

（研究開発推進センター）

第63条の3 本学に、研究開発推進センターを置く。

2 研究開発推進センターは次に掲げる附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の運営を担う。

- (1) 神道研究所
- (2) 史料編纂所
- (3) 佐川記念神道博物館
- (4) プロジェクト研究部門

3 研究開発推進センターに関する必要な事項は、別に定める。

第64条 （削 除）

第65条 （削 除）

第66条 （削 除）

## 第16章 学生寮

（学生寮）

第67条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する必要な事項は、別に定める。

## 第17章 厚生保健

（施 設）

第68条 本学に、厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

2 学生は、本学の施設を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

（健康管理）

第69条 学生は、毎年本学所定の身体検査を受けなければならない。

2 学部長は、所属学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することがある。

## 第18章 公開講座

（公開講座）

第70条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第45条第2項の規定は、平成9年10月1日から適用する。

2 本則第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの文学部の入学定員は、神道学科50人、国文学科100人、国史学科100人、教育学科110人及び収容定員は、神道学科200人、国文学科400人、国史学科400人、教育学科440人とし、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	190人	380人	380人	430人
平成13年度	180人	360人	360人	420人
平成14年度	170人	340人	340人	410人

3 皇学館大学学則（昭和37年4月1日）は、廃止する。ただし、平成10年3月31日以前の入学者については、なお廃止前の学則を適用する。

4 平成10年3月31日現在本学の聴講生である者が、引き続き特定科目について聴講を希望する場合は、なお廃止前の学則第45条に規定する聴講生として聴講することを許可する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年5月29日から施行する。ただし、第11条、第14条第1項、第17条、第21条第1項、第29条、第32条、第48条第2項及び第49条の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定は、平成12年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項、第17条及び第21条第1項の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定については、平成11年度以前入学者には、なお従前の規定を適用するものとし、編入学生及び転入学生にあっては、同年次に適用する規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 本則第4条及び附則（平成10年4月1日施行）第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	220人	370人	380人	410人
平成13年度	240人	340人	360人	380人
平成14年度	260人	310人	340人	350人

附 則

この学則は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条の規定にかかわらず、平成19年4月以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本則第30条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 文学部教育学科は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本則第21条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学生については、従前のおりとする。
- 3 社会福祉学部社会福祉学科は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、本則別表1-(1)から別表3-(1)の規定については、平成26年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1-(1)（第14条第4項・第21条第1項、第2項及び第3項関係）  
文学部・教育学部・現代日本社会学部 共通科目

		授 業 科 目	単 位	備 考
建学の精神	必修	皇 学 入 門	2	
		伊 勢 学 ※H28年度以降入学生は 伊勢志摩共生学	2	
総合基礎	必修	初 年 次 ゼ ミ	2	
		日 本 語 表 現	2	
	選択	古 文 I	1	} コミュニケーション学科必修
		古 文 II	1	
		漢 文 I	1	
		漢 文 II	1	
		情 報 処 理 I ( 基 礎 )	1	
		情 報 処 理 II ( 応 用 )	1	
		キャリア形成のための数学基礎 I	2	
		キャリア形成のための数学基礎 II	2	
統 計 学 基 礎	2			
伊勢志摩定住自立圏共生学	選択	伊勢志摩定住自立圏共生学 I	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学 II	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学 III	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学 IV	2	
	択	伊勢志摩共生学実習 A	1	
		伊勢志摩共生学実習 B	1	
		伊勢志摩共生学実習 C	1	
		伊勢志摩共生学実習 D	1	
人生と仕事	選択	人 生 と 仕 事 I	1	
		人 生 と 仕 事 II	2	
		グローバル化と地域の経済社会	2	
	択	社会人課題解決力養成演習	2	
		インタビューシップ	1	
		ボランティア	1	
職業人実務基礎	選択	ビジネス会計学（基礎編）	2	
		ビジネス会計学（応用編）I	2	
		ビジネス会計学（応用編）II	2	
		ビジネス法律学（基礎編）	2	
		ビジネス法律学（応用編）I	2	

職業人実務基礎	選択	ビジネス法律学（応用編）Ⅱ	2	
		ビジネス金融論・税務知識Ⅰ	2	
		ビジネス金融論・税務知識Ⅱ	2	
外	選択必修	英語基礎Ⅰ	1	
		英語基礎Ⅱ	1	
		英語コミュニケーションⅠ	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	
		英語総合Ⅰ	1	
		英語総合Ⅱ	1	
		英語資格対策Ⅰ	1	
		英語資格対策Ⅱ	1	
		英会話Ⅰ	1	
		英会話Ⅱ	1	
国語	選択	ドイツ語初級Ⅰ	1	
		ドイツ語初級Ⅱ	1	
		ドイツ語中級Ⅰ	1	
		ドイツ語中級Ⅱ	1	
		ポルトガル語初級Ⅰ	1	
		ポルトガル語初級Ⅱ	1	
		ポルトガル語中級Ⅰ	1	
		ポルトガル語中級Ⅱ	1	
		中国語初級Ⅰ	1	
		中国語初級Ⅱ	1	
		中国語中級Ⅰ	1	
		中国語中級Ⅱ	1	
		外国語Ⅰ	2	
		外国語Ⅱ	2	
人間と文化	選択必修	哲学入門	2	
		言語学入門	2	
		心理学入門	2	
		世界の歴史	2	
		世界の思想	2	
現代と生活	選択必修	法学（日本国憲法）	2	
		現代と福祉	2	
		現代と健康	2	
		現代と教育論	2	

大学（皇學館大学学則）

現代と生活	選択必修	アダプテッドスポーツⅠ	1	
		アダプテッドスポーツⅡ	1	
		リスク社会と安全	1	
自然と科学	選択必修	生物学	2	
		生物物理学	2	
		天文学	2	
		環境と文明	2	
		自然地理学	2	
伝統の心と技	選択必修	武道Ⅰ	1	
		武道Ⅱ	1	
		書道Ⅰ	1	
		書道Ⅱ	1	
		マナー入門	2	
		茶道（裏千家）	2	
		茶能（喜多流）	2	
		茶能（観世流）	2	
		伝統建築・工芸	2	
		雅楽入門	2	
		落語	2	
		和歌	2	
		囲碁	2	
神社祭式入門	2			

1. 外国語は選択必修より4単位以上修得。
2. 人間と文化、現代と生活、自然と科学及び伝統の心と技それぞれについて2単位以上修得。



別表1-(2) (第14条第4項・第21条第1項関係)

神道学科専門科目

授 業 科 目				単 位	備 考
必 修	神 道 概 論			4	
	神 道 史			4	
	祭 祀 概 論			4	
	神 道 神 学			4	
	皇 室 概 説			2	
	宗 教 学 概 論			4	
選 択 必 修	神 道 文 献			2	
	日 本 文 化 概 説 I			2	
	日 本 文 化 概 説 II			2	
	神 社 概 説			2	
	神 道 思 想 史			2	
	近 代 神 道 史			2	
	現 代 神 道 論			2	
	神 宮 史 I			2	
	神 宮 史 II			2	
	宗 教 学 講 義 I			2	
	宗 教 学 講 義 II			2	
	日 本 思 想 史			2	
	日 本 文 化 史 I			2	
	日 本 文 化 史 II			2	
	日 本 宗 教 史			2	
	日 本 民 俗 論			2	
	国 文 学 概 論 I			2	
	国 文 学 概 論 II			2	
	古 典 講 読 I			4	
	古 典 講 読 II			4	
	古 典 講 読 III			4	
	神 道 学 演 習 I			4	
	神 道 学 演 習 II			4	
	宗 教 学 演 習 I			4	
	宗 教 学 演 習 II			4	
	日 本 文 化 学 演 習 I			4	
	日 本 文 化 学 演 習 II			4	
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 I			4	
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 II			4	

	有	職	故	実	2	
	祭式及び	同行	事作法	I	2	
	祭式及び	同行	事作法	II	4	
	祭式及び	同行	事作法	III	2	
	祝	詞	作	文	4	
	神道	教	化	概論	4	
	神社	関	係	法	規	4
	神	道	英	語	2	
	武	士	道	論	2	
選	世	界	宗	教	史	4
	仏	教	概	説	2	
	礼		法	I	1	
	礼		法	II	1	
	礼		法	III	1	
	礼		法	IV	1	
	礼		法	V	1	
	礼		法	VI	1	
	茶		道	I	1	
	茶		道	II	1	
	茶		道	III	1	
	茶		道	IV	1	
	茶		道	V	1	
	茶		道	VI	1	
	合	氣	道	I	1	
	合	氣	道	II	1	
択	合	氣	道	III	1	
	合	氣	道	IV	1	
	合	氣	道	V	1	
	合	氣	道	VI	1	
	薙		刀	I	1	
	薙		刀	II	1	
	薙		刀	III	1	
	薙		刀	IV	1	
	薙		刀	V	1	
	薙		刀	VI	1	
必修	卒	業	論	文	4	

卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 22 単位、卒業論文 4 単位、選択必修より 26 単位以上（講義 10 単位以上、講読 8 単位以上、演習又はプロジェクト研究 8 単位）を含む。

別表1-(3) (第14条第4項・第21条第1項関係)

国文学科専門科目

授 業 科 目							単 位	備 考		
必 修	国	文	学	概	論	I	2			
	国	文	学	概	論	II	2			
	国	語	学	概	論	I	2			
	国	語	学	概	論	II	2			
	漢	文	学	概	論	I	2			
	漢	文	学	概	論	II	2			
	国	文	学	史	概	説	I	2		
	国	文	学	史	概	説	II	2		
選 択 必 修	古	典	文	学	講	義	I	A	2	
	古	典	文	学	講	義	I	B	2	
	古	典	文	学	講	義	I	C	2	
	古	典	文	学	講	義	I	D	2	
	近	代	文	学	講	義	I	A	2	
	近	代	文	学	講	義	I	B	2	
	国	語	史	概	説	I	2			
	古	典	文	学	講	義	II	A	2	
	古	典	文	学	講	義	II	B	2	
	古	典	文	学	講	義	II	C	2	
	古	典	文	学	講	義	II	D	2	
	近	代	文	学	講	義	II	A	2	
	近	代	文	学	講	義	II	B	2	
	国	語	史	概	説	II	2			
	書	誌	学	概	論		2			
	書	誌	学	講	義		2			
	古	典	文	学	講	読	I	A	2	
	古	典	文	学	講	読	I	B	2	
	古	典	文	学	講	読	I	C	2	
	古	典	文	学	講	読	I	D	2	
	近	代	文	学	講	読	I	A	2	
	近	代	文	学	講	読	I	B	2	
	国	語	学	講	読	I	2			
	古	典	文	学	講	読	II	A	2	
古	典	文	学	講	読	II	B	2		
古	典	文	学	講	読	II	C	2		

選 択 必 修	古 典 文 学 講 読 II D	2
	近 代 文 学 講 読 II A	2
	近 代 文 学 講 読 II B	2
	国 語 学 講 読 II	2
	漢 文 学 講 読 I	2
	漢 文 学 講 読 II	2
	専 門 演 習 I A	4
	専 門 演 習 I B	4
	専 門 演 習 I C	4
	専 門 演 習 I D	4
	専 門 演 習 I E	4
	専 門 演 習 I F	4
	専 門 演 習 I G	4
	専 門 演 習 I H	4
	専 門 演 習 I I	4
	専 門 演 習 I J（書道史）	4
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 I	4
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 II	4
	専 門 演 習 II a	4
	専 門 演 習 II b	4
	専 門 演 習 II c	4
	専 門 演 習 II d	4
専 門 演 習 II e	4	
専 門 演 習 II f	4	
専 門 演 習 II g	4	
専 門 演 習 II h	4	
専 門 演 習 II i	4	
専 門 演 習 II j	4	
選 択	言 語 表 現 学 概 論 I	2
	言 語 表 現 学 概 論 II	2
	国 文 法 概 説	4
	社 会 言 語 学	2
	図 書 館 概 論	2
	情 報 資 源 組 織 論	2
	子 ども の 本 と 児 童 サ ー ビ ス	2
	図 書 館 情 報 資 源 概 論	2
	読 書 と 豊 かな 人 間 性	2

選 択	書物と図書館の文化史	2	
	芸能論	4	
	日本文化史 I	2	
	日本文化史 II	2	
	世界宗教史	4	
	日本宗教史	2	
	書論・鑑賞	2	
	書 I（漢字書法）	2	
	書 II（金石書法）	2	
	書 III（仮名書法）	2	
書 IV（作品制作）	2		
必修	卒業論文	4	
卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 16 単位、卒業論文 4 単位、選 択必修より 28 単位以上（講義 8 単位以上、講読 12 単位以上、演習又はプロジェクト研 究より 8 単位）を含む。			

別表 1 - (4)（第 14 条第 4 項・第 21 条第 1 項関係）

国史学科専門科目

	授 業 科 目	単 位	備 考
必 修	国史概説 A	2	
	国史概説 B	2	
	国史概説 C	2	
	国史概説 D	2	
	基礎史料講読	2	
	史学概論	2	
選 択  必 修	国史学演習	4	
	国史学特殊演習	4	
	プロジェクト研究 I	4	
	プロジェクト研究 II	4	
	国史学特講 A I	2	
	国史学特講 A II	2	
	国史学特講 B I	2	
	国史学特講 B II	2	
	国史学特講 C I	2	
	国史学特講 C II	2	
	国史学特講 D I	2	
	国史学特講 D II	2	



大学（皇學館大学学則）

選 択	神 宮 史 II	2	
	有 職 故 実	2	
	国 文 学 史 概 説 I	2	
	国 文 学 史 概 説 II	2	
	書 誌 学 概 論	2	
	書 誌 学 講 義	2	
	書 物 と 図 書 館 の 文 化 史	2	
	博 物 館 概 論	2	
	博 物 館 資 料 論	2	
必 修	卒 業 論 文	4	
卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 12 単位、卒業論文 4 単位、選択必修より 28 単位以上（演習又はプロジェクト研究 8 単位以上、特講 8 単位以上、講読 8 単位以上、概説 4 単位以上）を含む。			

別表 1 - (5) (第14条第4項・第21条第1項関係)

コミュニケーション学科専門科目

	授 業 科 目	単 位	備 考
必 修	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 概 論 I	2	
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 概 論 II	2	
	日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 概 論 I	2	
	日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 概 論 II	2	
	表 現 演 習 I	2	
	表 現 演 習 II	2	
選 択 必 修	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 演 習 I	4	
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 演 習 II	4	
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 I	4	
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 II	4	
選 択	人 間 関 係 論	2	
	社 会 心 理 学	2	
	英 語 学 概 論 I	2	
	英 語 学 概 論 II	2	
	英 文 法 I	2	
	英 文 法 II	2	
	文 化 人 類 学	2	
	心 理 学 概 論 I	2	
	心 理 学 概 論 II	2	
ソ ー シ ャ ル ・ ス キ ル I	2		





選 択	英 会 話 上 級	2	
	社 会 言 語 学	2	
	日 本 文 化 史 I	2	
	日 本 文 化 史 II	2	
	情 報 社 会 論	2	
	ビジネスコミュニケーション I	2	
	ビジネスコミュニケーション II	2	
	ビ ジ ネ ス 英 語 I	2	
	ビ ジ ネ ス 英 語 II	2	
	Japanese culture and history	2	
	神 道 英 語	2	
	学 習 心 理 学 I	2	
	学 習 心 理 学 II	2	
	臨 床 心 理 学 I	2	
	臨 床 心 理 学 II	2	
	比 較 心 理 学	2	
	発 達 心 理 学 I	2	
	発 達 心 理 学 II	2	
	認 知 心 理 学	2	
	人 格 心 理 学	2	
時 事 英 語	2		
必 修	卒 業 研 究	4	

卒業に必要な所属学科専門科目62単位以上には、必修12単位、選択必修8単位、卒業研究4単位を含む。

別表2-(1)（第14条第4項・第21条第2項関係）

教育学部 教育学科 専門科目

		授 業 科 目	単 位	備 考
基 礎	必	教 育 学 概 論	2	
		教 育 哲 学	2	
		教 育 史	2	
		教 育 社 会 学	2	
	修	生 涯 学 習 論	2	
		教 育 心 理 学	2	
		特 別 支 援 教 育 の 基 礎	2	
		日 本 伝 統 文 化 教 育 論	2	
基 幹	選	教 職 論	2	
		教 育 方 法 学（初 等）	2	
		教 育 方 法 学（中 等）	2	
		教 育 課 程 論（初 等）	2	
		教 育 課 程 論（中 等）	2	
		幼 児 理 解	1	
		児 童 心 理 学	2	
		学 校 心 理 学	2	
		保 育 内 容 総 論	1	
		保 育 原 理	2	
		国 語 科 教 育 法	2	
		社 会 科 教 育 法	2	
		算 数 科 教 育 法	2	
		理 科 教 育 法	2	
	択	生 活 科 教 育 法	2	
		音 楽 科 教 育 法	2	
		図 画 工 作 科 教 育 法	2	
		家 庭 科 教 育 法	2	
		体 育 科 教 育 法	2	
		保 育 指 導 の 方 法	2	
		言 葉（指 導 法）	2	
		身 体 表 現（指 導 法）	2	
		造 形 表 現（指 導 法）	2	
		健 康（指 導 法）	2	
		人 間 関 係（指 導 法）	2	
		環 境（指 導 法）	2	

基 選	幹 択	保健体育科教育法Ⅰ	4	
		保健体育科教育法Ⅱ	4	
		児童国語	2	
		児童社会	2	
		児童算数	2	
		児童理科	2	
		児童生活	2	
		児童音楽	2	
		児童造形	2	
		児童家庭	2	
		児童体育	2	
		体育原理	2	
		体育史	2	
		体育実技（陸上）	2	
		体育実技（体操）	2	
		体育実技（球技）	2	
		体育実技（水泳）	1	
		体育心理学	2	
		運動学（運動方法学）	2	
		社会福祉	2	
児童家庭福祉	2			
相談援助	1			
保育相談支援	1			
児童文化論	2			
展 選	開 択	教育法規	2	
		教育行政学	2	
		教育相談（初等）	2	
		教育相談（中等）	2	
		環境教育	2	
		学校現場でのポルトガル語	2	
		小学校英語教育	2	
		音楽科教育研究	2	
		美術科教育研究	2	
		体育科教育研究	2	
		保育内容の研究（身体表現）	2	
		保育内容の研究（造形表現）	2	
		道德教育の研究（初等）	2	

展 選	道徳教育の研究（中等）	2
	特別活動の研究（初等）	2
	特別活動の研究（中等）	2
	生徒・進路指導論	2
	衛生学	2
	公衆衛生学	2
	体育経営管理学	2
	体育社会学	2
	生理学	2
	バイオメカニクス	2
	学校保健	2
	体育実技（ダンス・舞踊）	2
	体育実技（ゲーム）	2
	体育実技（スキー・スノーボード）	1
	健康学概論	2
	検診と運動プログラム	2
	障害の予防と処置	2
トレーニング論	2	
栄養と運動	2	
体力の測定と評価	2	
社会的養護	2	
開 択	子どもの保健Ⅰ	4
	子どもの保健Ⅱ	1
	乳児保育	2
	子どもの食と栄養	2
	家庭支援論	2
	障害児保育	2
	社会的養護内容	1
	特別支援教育総論	2
	知的障害児の心理・生理・病理	2
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2
	病弱児の心理・生理・病理	2
	特別支援教育課程論	2
	障害児療育論	2
	病弱児教育方法	2
	障害児心理学	2
	知的障害教育Ⅰ	2

展 開	選	知的障害教育Ⅱ	2	
		特別支援教育授業論	2	
		障害児指導法Ⅰ	2	
		障害児指導法Ⅱ（心理等）	1	
	択	障害児指導法Ⅱ（教育課程等）	1	
		障害児指導法Ⅲ（心理等）	1	
		障害児指導法Ⅲ（教育課程等）	1	
		障害者スポーツ論	2	
関 連	選 択	デジタル教材開発（理系）	2	
		デジタル教材開発（文系）	2	
		家庭と教育	2	
実 習	選 択	教育実習（小学校）	4	
		教育実習（幼稚園）	4	
		教育実習Ⅰ	4	
		教育実習Ⅱ	2	
		介護等体験実習	1	
		教育実習事前事後指導（初等）	1	
		教育実習事前事後指導（中等）	1	
		保育所実習Ⅰ	2	
		保育所実習Ⅱ	2	
		児童福祉施設等実習	2	
		保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	
		保育実習指導Ⅰ（児童福祉施設等）	1	
		保育実習指導Ⅱ	1	
		特別支援教育実習	2	
		特別支援教育実習事前事後指導	1	
		教育観察実習	1	
		理科実験実習	2	
健康産業施設等現場実習	1			
演 習	必 修	教育研究基礎演習	4	
		卒業研究	4	
	選 択 必 修	教育研究演習Ⅰ	4	
		教育研究演習Ⅱ	4	
		プロジェクト研究Ⅰ	4	
		プロジェクト研究Ⅱ	4	
	選 択	教職実践演習（初等）	2	

卒業に必要な所属学科専門科目 80 単位以上には、基礎科目必修 16 単位、演習科目（必修 8 単位、選択必修 8 単位）を含む。

別表3-(1)（第14条第4項・第21条第3項関係）

現代日本社会学部 現代日本社会学科専門科目

		授 業 科 目	単 位	備 考	
基礎科目	必修	現代日本総論	2		
		日本人物論	2		
		日本国家論	2		
		リーダーシップ・セミナー	2		
基	政治経済	日本政治論	2		
		日本経済論	2		
		現代憲法論	2		
		現代人権論	2		
		日本マスコミ論	2		
		日本外交論	2		
幹 科 目	地域社会	地域社会論	2		
		社会学概論	2		
		現代社会論	2		
		教育社会学	2		
	社会福祉	選択必修	社会福祉原論	4	
			社会保障論	4	
			神道福祉論	2	
			日本社会福祉発達史	2	
	伝統文化	選択必修	日本文化論	2	
			日本文学論	2	
			日本芸能論	2	
			日本民俗論	2	
展 開 科 目	政治経済	法律学概論	2		
		政治学概論	2		
		経済学概論	2		
		公共政策論	2		
		経済政策論	2		
		農業政策論	2		
		経営学概論	2		
		マネジメント論	2		
		イノベーション論	2		
		マーケティング論	2		

展	地域社会	選択必修	地域情報論	2	
			社会情報学	2	
			地域文化論	2	
			社会調査法	2	
			社会情報分析	2	
			産業社会学	2	
			社会統計学Ⅰ（基礎統計）	2	
			社会統計学Ⅱ（多変量解析）	2	
開 科 目	社会福祉	選択必修	心理学	2	
			相談援助の基盤と専門職	4	
			相談援助の理論と方法Ⅰ	4	
			相談援助の理論と方法Ⅱ	4	
			医学概論	2	
			介護概論	2	
			児童・家庭福祉論	2	
			障害者福祉論	2	
			公的扶助論	2	
			高齢者福祉サービス論	2	
			雇用政策	1	
			発達と老化	2	
地域福祉論	4				
医療福祉論	2				
展	伝統文化	選択必修	日本建築論	2	
			日本礼法論	2	
			日本工芸論	2	
			近代神道論	2	
			武士道論	2	
			現代神道論	2	
展 科 目	選 択	選 択	作物栽培学講義	2	
			国土構造論	2	
			国土計画論	2	
			安全保障論	2	
			産業観光論	2	
			地方自治論	2	
			コミュニティビジネス論	2	
			地域再生論	2	

発 展 科 目	選 択	サブカルチャー論	2	
		文化政策論	2	
		権利擁護と成年後見制度	2	
		福祉行財政と福祉計画	2	
		社会福祉経営論	2	
		司法福祉論	1	
		精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ	2	
		精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ	2	
		精神障害者の生活支援システム	2	
		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	2	
		精神医学	4	
		精神保健学	4	
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	2	
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	2	
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	2	
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	2	
		法制史特講	2	
		日本思想史	2	
		東洋思想史	2	
		西洋思想史	2	
皇室概説	2			
神社概説	2			
神道思想史	2			
神宮史Ⅰ	2			
神宮史Ⅱ	2			
日本宗教史	2			
世界宗教史	4			
実 習 科 目	選 択 必 修	作物栽培学実習	1	
		産業社会実習	4	
		社会調査実習	2	
		社会臨床実習	2	
		社会情報実習	2	
		相談援助実習	4	
		相談援助実習指導Ⅰ	1	
		相談援助実習指導Ⅱ	2	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1	



実 習 科 目	選 択	精神保健福祉援助実習	4	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1	
		礼法Ⅰ	1	
		礼法Ⅱ	1	
		礼法Ⅲ	1	
		礼法Ⅳ	1	
		礼法Ⅴ	1	
		礼法Ⅵ	1	
		茶道Ⅰ	1	
		茶道Ⅱ	1	
	必 修	茶道Ⅲ	1	
		茶道Ⅳ	1	
		茶道Ⅴ	1	
		茶道Ⅵ	1	
		合気道Ⅰ	1	
		合気道Ⅱ	1	
		合気道Ⅲ	1	
		合気道Ⅳ	1	
		合気道Ⅴ	1	
		合気道Ⅵ	1	
演 習 科 目	必 修	現代日本演習Ⅰ	4	
		現 卒 業 研 究	4	
	選 択 必 修	現代日本演習Ⅱ	4	
		現代日本演習Ⅲ	4	
		プロジェクト研究Ⅰ	4	
		プロジェクト研究Ⅱ	4	
	選 択	総合福祉演習	1	
		相談援助演習Ⅰ	2	
		相談援助演習Ⅱ	2	
		相談援助演習Ⅲ	1	
		精神保健福祉援助演習（専門）	2	

卒業に必要な所属学科専門科目 70 単位以上には、基礎科目必修 8 単位、基幹科目各分野から 4 単位以上を含めて 18 単位以上、展開科目各分野から 4 単位以上、実習科目 2 単位以上、演習科目（必修 8 単位、選択必修 8 単位）を含む。

別表 4 - (1) (第14条第 4 項関係)

教職に関する科目

文学部・教育学部・現代日本社会学部

授 業 科 目		単 位	備 考
必	教 職 論	2	
	教 育 学 概 論	2	
	教 育 心 理 学	2	
	教 育 行 政 学	2	
	教 育 課 程 論 ( 中 等 )	2	
	国 語 科 教 育 法 I	4	
	国 語 科 教 育 法 II	4	
	書 道 科 教 育 法	4	
	社 会 科 教 育 法 I	4	
	社 会 科 教 育 法 II	4	
	地 歴 科 教 育 法	4	
	公 民 科 教 育 法	4	
	宗 教 科 教 育 法 I	4	
	宗 教 科 教 育 法 II	4	
	英 語 科 教 育 法 I	4	
	英 語 科 教 育 法 II	4	
	保 健 体 育 科 教 育 法 I	4	
	保 健 体 育 科 教 育 法 II	4	
	福 祉 科 教 育 法	4	
	道 徳 教 育 の 研 究 ( 中 等 )	2	
特 別 活 動 の 研 究 ( 中 等 )	2		
修	教 育 方 法 学 ( 中 等 )	2	
	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	
	教 育 相 談 ( 中 等 )	2	
	教 育 実 習 I	4	
	教 育 実 習 II	2	
	教 育 実 習 事 前 事 後 指 導 ( 中 等 )	1	
	教 職 実 践 演 習 ( 中 等 )	2	

別表4-(2) (第14条第4項関係)  
 教科又は教職に関する科目  
 文学部・教育学部

授 業 科 目		単 位	備 考
必修	介 護 等 体 験 実 習	1	

別表4-(3) (第14条第4項関係)  
 神職に関する科目  
 文学部（神道学科・国文学科・国史学科適用）

授 業 科 目		単 位	備 考
必修	神 道 概 論	4	
	神 道 史	4	
	神 道 神 学	4	
	古 典 講 読 I (古 事 記)	4	
	古 典 講 読 II (日 本 書 紀)	4	
	古 典 講 読 III (延 喜 式 祝 詞)	4	
	祭 祀 概 論	4	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 I	2	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 II	4	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 III	2	
	祝 詞 作 文	4	
	神 道 教 化 概 論	4	
	神 社 関 係 法 規	4	
	書 道 I	1	
	書 道 II	1	
	宗 教 学 概 論	4	
	有 職 故 実	2	
	世 界 宗 教 史	4	
	神 務 実 習 I	1	
	神 務 実 習 II	1	
神 務 実 習 III	1		
神 務 実 習 IV	1		
選択必修	神 道 英 語	2	} 2 単位以上修得
	情 報 処 理 I (基 礎)	1	
	情 報 処 理 II (応 用)	1	
	雅 楽 I	1	
	雅 楽 II	1	

選 択 必 修	神 社 概 説	2	} 6 単位以上修得
	神 道 文 献	2	
	神 道 思 想 史	2	
	近 代 神 道 史	2	
	神 宮 史 I	2	
	神 宮 史 II	2	
	皇 室 概 説	2	
	宗 教 学 講 義 I	2	
	宗 教 学 講 義 II	2	
	日 本 宗 教 史	2	
	仏 教 概 説	2	
必修科目64単位、選択必修科目8単位以上修得。			

別表4-(4) (第14条第4項関係)

図書館司書に関する科目

	授 業 科 目	単 位	備 考
必 修 科 目	生 涯 学 習 論	2	
	図 書 館 概 論	2	
	図 書 館 制 度 ・ 経 営 論	2	
	図 書 館 情 報 技 術 論	2	
	図 書 館 サ ー ビ ス 概 論	2	
	情 報 サ ー ビ ス 論	2	
	子どもの本と児童サービス	2	
	情 報 サ ー ビ ス 演 習 I	2	
	情 報 サ ー ビ ス 演 習 II	2	
	図 書 館 情 報 資 源 概 論	2	
	情 報 資 源 組 織 論	2	
	情 報 資 源 組 織 演 習 I	2	
	情 報 資 源 組 織 演 習 II	2	
	書 誌 学 概 論	2	
選 択 科 目	児 童 サ ー ビ ス 技 術 演 習	2	
	書 物 と 図 書 館 の 文 化 史	2	
	図 書 館 施 設 論	2	
	図 書 館 総 合 演 習	4	
必修科目28単位、選択科目2科目4単位以上修得。			

別表4-(5)（第14条第4項関係）  
学校図書館司書教諭に関する科目

授 業 科 目		単 位	備 考
必 修	学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2	
	学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	2	
	読 書 と 豊 かな 人 間 性	2	
	学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2	
	情 報 メ デ ィ ア の 活 用	2	

別表4-(6)（第14条第4項関係）  
博物館学芸員に関する科目

授 業 科 目		単 位	備 考
必 修 科 目	生 涯 学 習 論	2	
	博 物 館 概 論	2	
	博 物 館 経 営 論	2	
	博 物 館 資 料 論	2	
	博 物 館 資 料 保 存 論	2	
	博 物 館 展 示 論	2	
	博 物 館 教 育 論	2	
	博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	2	
	博 物 館 実 習 I	2	
	博 物 館 実 習 II	1	
選 択 必 修	美 術 史	4	} いずれか1科目必修
	考 古 学	4	
	古 文 書 学	4	
必修科目19単位、選択科目4単位以上修得。			

別表5（第41条関係）

休 学 在 籍 料	60,000円
-----------	---------

別表6（第34条・第47条関係）

項 目	納 入 額
入 学 検 定 料	30,000円
センター試験利用 入 学 検 定 料	15,000円
備 考	一般前期入試において、同じ学科 又は別学科を1枚の志願票で併願出 願する場合は、併願分については、 1出願につき併願検定料10,000円を 適用する。

別表7（第36条・第48条関係）

項 目	納 入 額		
	文 学 部	教 育 学 部	現代日本社会学部
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円
学 費	授 業 料	675,000円	675,000円
	教 育 充 実 費	355,000円	425,000円
備 考	<p>1 学費は、入学年度の別表の額を適用する。 ただし、編入学生、転入学生及び学士入学生にあつては、同年次生の金額と同額とする。</p> <p>2 再入学及び復籍の場合の入学金は、免除する。</p> <p>3 皇學館高等学校卒業生は、入学金は半額とする。</p>		